

選挙管理委員会

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 選挙管理委員会事務局
- 3 事前調査期間 平成21年6月16日
- 4 監査期間 平成21年7月31日
- 5 監査対象年度 平成20年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

選挙管理委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成21年6月1日現在）は、次のとおりである。

各種選挙の管理執行、各種選挙人名簿、選挙管理委員会、選挙啓発事業、検察審査会候補者予定者の選定、裁判員候補者予定者の選定、法等に定める議会の解散・特定公務員の解職請求、選挙に関する照会・回答に関する業務等を所掌する。（兼務職員8名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、原課契約工事の執行状況、効率性改善への取組状況、各種委員会等の活動状況、負担金の執行状況及び業務棚卸表の妥当性について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

(1) 支出事務について

ア 物品等の購入にあたり、見積書に社印・代表者印がないもの、日付等がないものが見受けられた。見積書に不備がないか確認を怠らないよう注意すること。 【注意事項】

イ 土地の賃借料や委託料の契約において、相手側からの契約書や請書に印紙の貼付がないものが見受けられた。契約及び支出事務においては、契約書や請書に不備がないか確認を怠らないよう注意すること。 【注意事項】

2 所見

(1) 選挙啓発等について

明るい選挙推進協議会を通じて各地区の行事で選挙啓発を行うとともに、期日前投票所の開設により投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を推進しているが、投票者に選挙への関心を持ってもらうことが大切である。引き続き、選挙啓発や投票環境の整備に努めること。

【努力要望事項】